



環境省

土壤汚染対策法の概要、施行状況と 土壤環境行政の最新動向

令和4年9月27日
環境省 水・大気環境局 水環境課 土壤環境室



限りある資源を未来につなぐ。
今、僕らにできること。



未来のために、いま選ぼう。



1. 土壌汚染対策法の概要
2. 土壌汚染対策法の施行状況
3. 土壌環境基準、土壌汚染対策法基準の見直し等
4. お知らせ

- 1. 土壌汚染対策法の概要**
2. 土壌汚染対策法の施行状況
3. 土壌環境基準、土壌汚染対策法基準の見直し等
4. お知らせ

2-1 土壤汚染対策法の概要

- ・法に定める契機が発生したときに土地の土壤汚染の状態を調査し、汚染がある場合は区域指定される（要措置区域と形質変更時要届出区域の2種類）。
- ・要措置区域では汚染の除去等の措置を実施する。形質変更時要届出区域では土地の形質の変更に当たって事前の届出を行う。また、それぞれの区域から汚染土壤を搬出する場合には規制がかかる。

調査

①有害物質使用特定施設の使用を廃止したとき（第3条）

- 操業を続ける場合には、一時的に調査の免除を受けることも可能
- 一時的に調査の免除を受けた土地で、900m²以上の土地の形質の変更を行う際には届出を行い、都道府県知事の命令を受けて土壤汚染状況調査を行う

②一定規模以上の土地の形質の変更の届出の際に、土壤汚染のおそれがあると都道府県知事が認めるとき（第4条）

- 3,000m²以上の土地の形質の変更又は現に有害物質使用特定施設が設置されている土地では900m²以上の土地の形質の変更を行う場合に届出を行う
- 土地の所有者等の全員の同意を得て、上記の届出の前に調査を行い、届出の際に併せて調査結果を提出可能

③土壤汚染により健康被害が生ずるおそれがあると都道府県知事が認めるとき（第5条）

- ④自主調査において土壤汚染が判明した場合に土地の所有者等が都道府県知事に区域の指定を申請できる（第14条）

①～③においては、土地の所有者等が指定調査機関に調査を行わせ、結果を都道府県知事に報告

土壤の汚染状態が指定基準を超過した場合

区域の指定等

○要措置区域（第6条）

- 汚染の摂取経路があり、健康被害が生ずるおそれがあるため、汚染の除去等の措置が必要な区域
- 土地の所有者等は、都道府県知事の指示に係る汚染除去等計画を作成し、汚染の除去等の措置を実施し、報告を行う（第7条）
 - 土地の形質の変更の原則禁止（第9条）

○形質変更時要届出区域（第11条）

- 汚染の摂取経路がなく、健康被害が生ずるおそれがないため、汚染の除去等の措置が不要な区域（摂取経路の遮断が行われた区域を含む）
- 土地の形質の変更をしようとする者は、都道府県知事に届出を行う（第12条）

汚染の除去が行われた場合には、区域の指定を解除

汚染土壤の搬出等に関する規制

- 要措置区域及び形質変更時要届出区域内の土壤の搬出の規制（第16条、第17条）（事前届出、計画の変更命令、運搬基準の遵守）
- 汚染土壤に係る管理票の交付及び保存の義務（第20条）
- 汚染土壤の処理業の許可制度（第22条）

その他

- 指定調査機関の信頼性の向上（指定の更新、技術管理者の設置等）（第32条、第33条）
- 土壤汚染対策基金による助成（汚染原因者が不明・不存在で、費用負担能力が低い場合の汚染の除去等の措置への助成）（第45条）

2-2 土壤汚染対策法の目的及び規制方法



①土壤汚染の特定有害物質による汚染の状況の把握に関する措置及び
②その汚染による人の健康に係る被害の防止に関する措置を定めること等により、
土壤汚染対策の実施を図り、もって③国民の健康を保護することを目的とする。

①汚染の状況の把握に関する措置

- ・ 土壤汚染による健康被害を防止するためには、その前提として、健康被害を生じさせるおそれがある土壤汚染の状況を的確に把握することが必要。
- ・ 汚染の可能性の低い土地も含めたすべての土地を調査することは、法目的に照らして合理的でないことから、土壤汚染の可能性の高い土地について、調査を行う必要性の大きい一定の契機をとらえて土壤汚染の調査を実施。
- ・ 法令で定めた物質について、一定の調査方法により調査。

②健康被害防止措置

(汚染が把握された区域及びその周辺における防止措置)

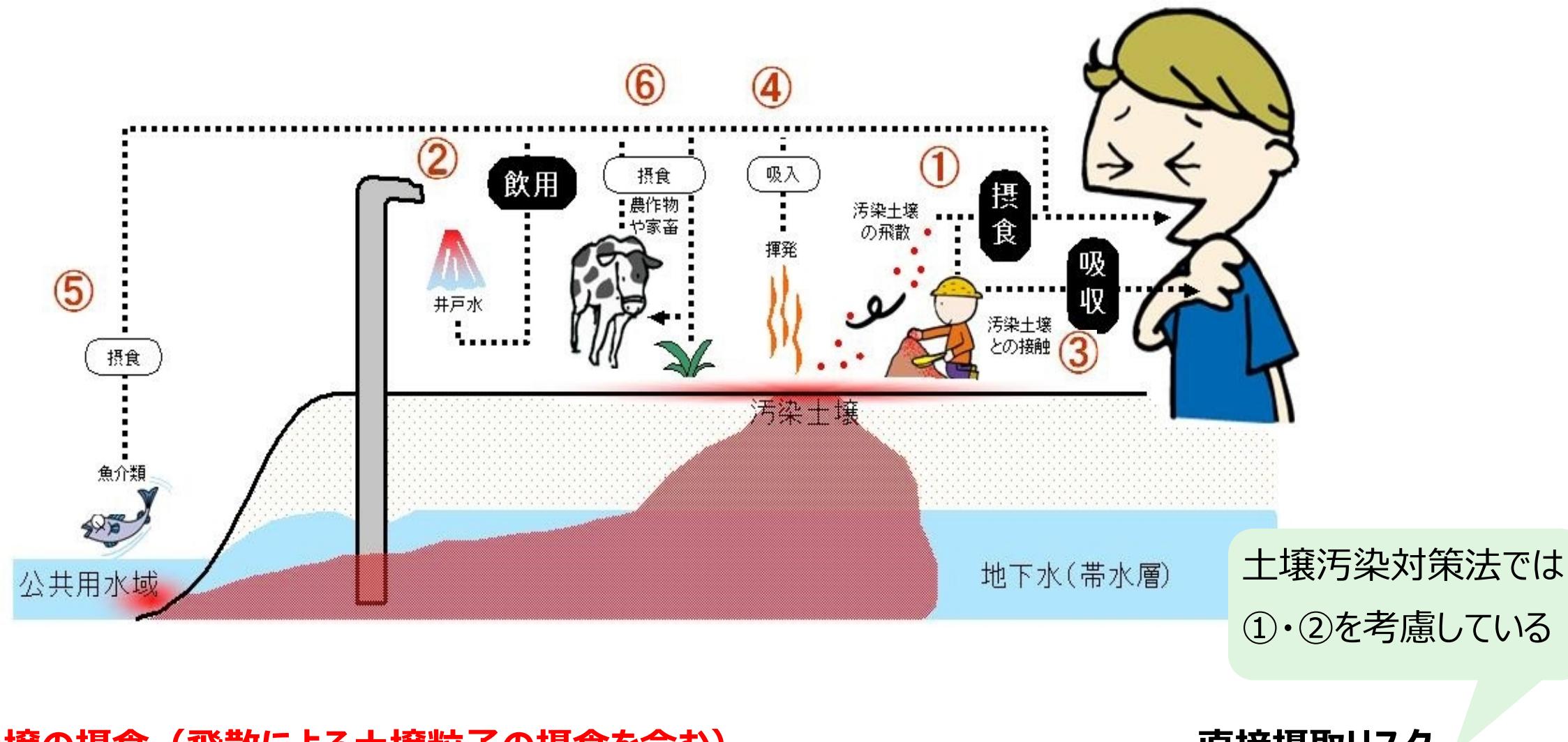
- ・ 基準値を超過した場合に、汚染の程度や健康被害のおそれの有無に応じて、合理的で適切な対策が実施されるよう、環境リスクに応じて区域を分類。
- ・ 都道府県知事は、要措置区域においては汚染除去等計画の作成を指示。
- ・ 汚染土壤が存在する区域において、形質の変更を行う場合は、環境リスクに応じた施行方法により実施。

※環境リスク：化学物質に固有の有害性の程度と人への暴露レベルを考慮した、環境を通じて人に悪影響を及ぼす可能性。

(搬出先における防止措置)

- ・ 搬出される汚染土壤の不適正な処理が行われることにより汚染の拡散が起こらないよう、汚染土壤の搬出を規制。

2-3 土壌汚染による健康リスクの発生経路



- ①汚染土壌の摂食 (飛散による土壤粒子の摂食を含む) 直接摂取リスク
- ②汚染土壌から溶出した有害物質により汚染された地下水等の飲用等 地下水等経由の摂取リスク
- ③汚染土壌と接触することによる皮膚からの吸収 直接摂取リスク
- ④汚染土壌から大気へと揮散した有害物質の吸入
- ⑤有害物質を含む土壤粒子の公共用渓域への流出→魚介類への蓄積→人の摂食
- ⑥土壤汚染地で成育した農作物、家畜への有害物質の蓄積→人の摂食 農作物等経由の摂取リスク

2-4 法における対策の考え方



- 環境リスク※の管理 ※汚染の有害性×暴露量（摂取量）
- 摂取経路の遮断が基本

地下水の飲用等の観点

土壤溶出量基準不適合、かつ、周辺の地下水が飲用に利用されている等の状況にある場合

- 地下水が汚染されていない場合はモニタリング
- 地下水が汚染されている場合は封じ込めが原則

土壤の直接摂取の観点

土壤含有量基準不適合、かつ、その土地が一般の人が立ち入ることができる状態となっている場合

- 盛土が原則
- ※ 乳幼児の砂場等の土地であって土地の形質の変更が頻繁に行われることにより盛土等の効果の確保に支障が生ずるおそれがあると認められる場合には土壤汚染の除去が求められる。

土壤汚染対策法においては、通常、**汚染土壤の掘削除去まで求めているものではない**

2-5 土壌汚染対策法に定める特定有害物質の種類



地下水等摂取リスクを考慮した**26項目**（**土壤溶出量基準 mg/L**）

直接摂取リスクを考慮した**9項目**（**土壤含有量基準 mg/kg**）

第一種特定有害物質 (揮発性有機化合物)

12項目

- ・クロロエチレン
- ・四塩化炭素
- ・1,2-ジクロロエタン
- ・1,1-ジクロロエチレン
- ・1,2-ジクロロエチレン
- ・1,3-ジクロロプロペン
- ・ジクロロメタン
- ・テトラクロロエチレン
- ・トリクロロエチレン
- ・1,1,1-トリクロロエタン
- ・1,1,2-トリクロロエタン
- ・ベンゼン

第二種特定有害物質 (重金属等)

9項目

- ・カドミウム及びその化合物
- ・六価クロム化合物
- ・シアノ化合物
- ・水銀及びその化合物
- ・セレン及びその化合物
- ・鉛及びその化合物
- ・砒素及びその化合物
- ・ふつ素及びその化合物
- ・ほう素及びその化合物

第三種特定有害物質 (農薬・PCB等)

5項目

- ・シマジン
- ・チオベンカルブ
- ・チウラム
- ・PCB
- ・有機りん化合物

土壤汚染対策法では、
以下の4つの契機により土壤汚染状況を把握する

- 有害物質使用特定施設の使用を廃止したとき（法第3条）

※H31年度より、法第3条第1項ただし書確認に係る土地については、900m²以上の土地の形質の変更時に調査を命じられることになった。

- 一定規模（3,000m²※）以上の土地の形質の変更であって土壤汚染のおそれのある土地の形質の変更時における都道府県知事による土壤汚染の調査命令（法第4条）

※H31年度より、現に有害物質使用特定施設が設置されている工場若しくは事業場の敷地又は法第3条第1項本文に規定する使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場若しくは事業場の敷地（法第3条第1項本文の報告をした工場若しくは事業場の敷地又は同項ただし書の確認を受けた土地を除く。）については、900m²となった。

- 土壤汚染により健康被害が生ずるおそれがあると都道府県知事が認めるとき（法第5条）

- 自主調査において土壤汚染が判明した場合、土地の所有者等が都道府県知事に区域の指定を申請（法第14条）

2-7 区域指定の流れ



土壤汚染状況調査結果の行政への報告

↓
土壤溶出量基準及び
土壤含有量基準への適合性判断

基準適合

基準不適合

おそれあり

健康被害のおそれの
有無の判断

おそれなし

要措置区域
(法第6条)

形質変更時要届出区域
(法第11条)

土壤汚染の摂取経路があり、
健康被害が生ずるおそれがあるため、
汚染の除去等の措置が必要な区域

- 土地の所有者等は、都道府県知事の指示に
係る汚染除去等計画を作成し、確認を受けた
汚染除去等計画に従った汚染の除去等の措
置を実施し、報告を行う（法第7条）
- 土地の形質の変更の原則禁止（法第9条）

土壤汚染の摂取経路がなく、
健康被害が生ずるおそれがないため、
汚染の除去等の措置が不要な区域
(摂取経路の遮断が行われた区域を含む。)

- 土地の形質の変更をしようとする者は、都
道府県知事に届出を行う（法第12条）

健康被害のおそれの有無の
考え方

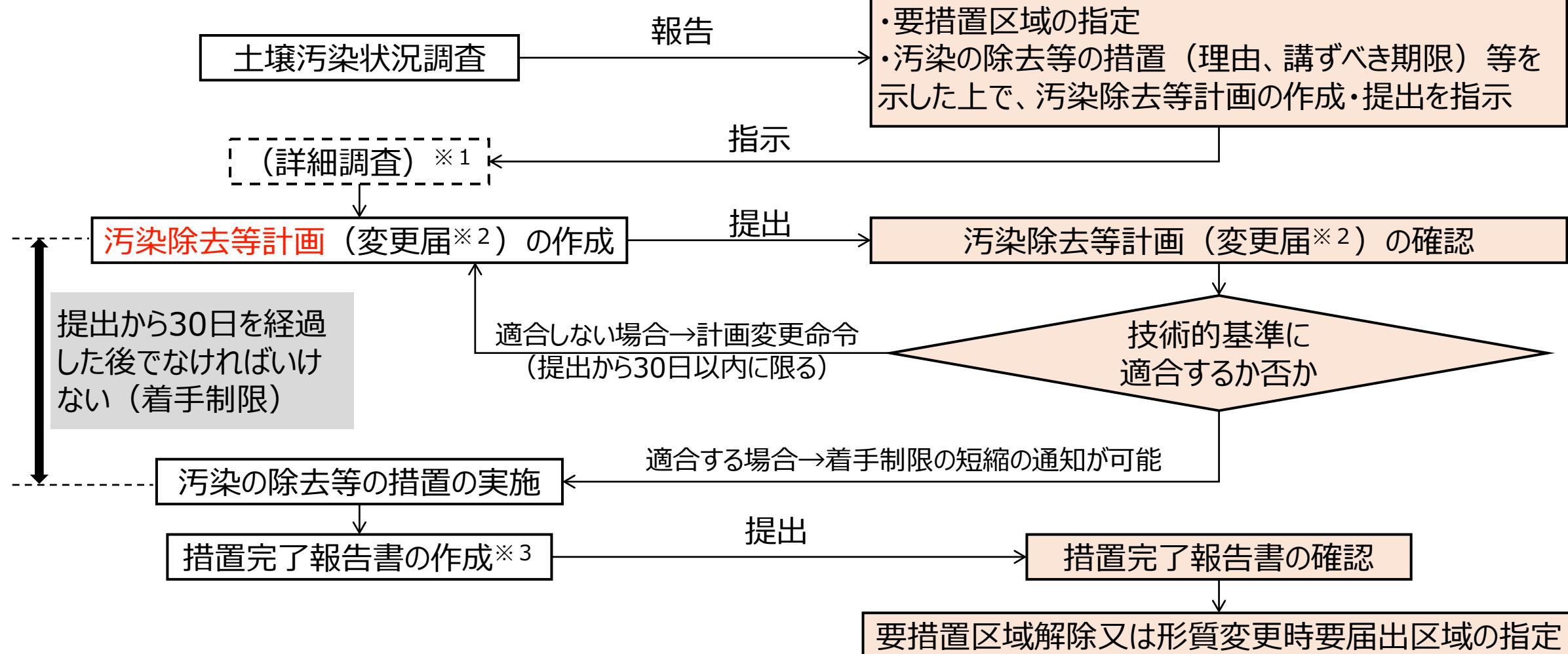
- 周辺の土地において地下水
の飲用等があるか
- 一般の人が立ち入ることが
できるか

2-8 要措置区域における汚染の除去等の措置①

汚染除去等計画提出等の提出の手続

<措置実施者（土地の所有者等）>
(汚染原因者が別に存在する場合は当該汚染原因者)

<都道府県知事>



2-9 要措置区域における汚染の除去等の措置②



- ・汚染除去等計画の作成等に要した費用の請求（法第8条）

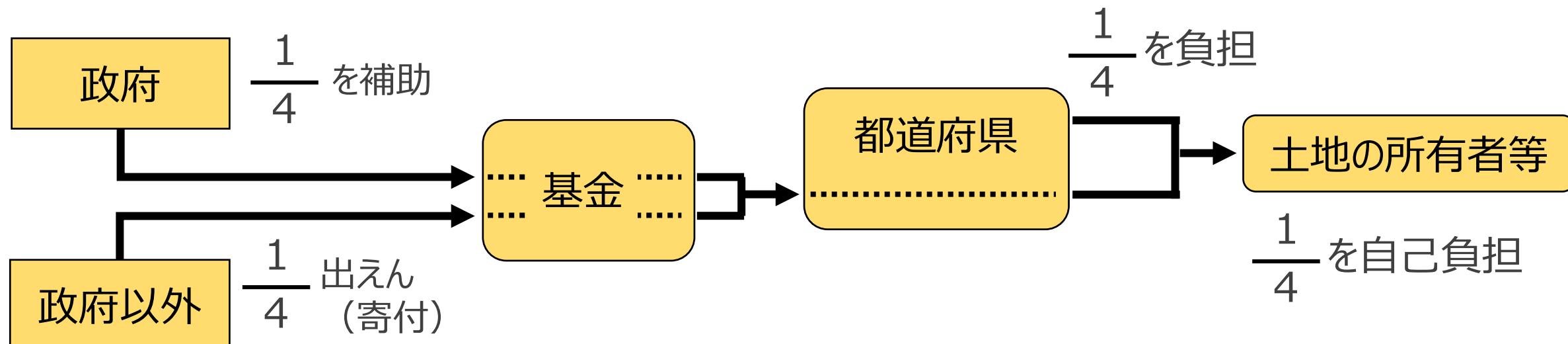
土地の所有者等が汚染原因者に汚染除去等計画の作成等に要した費用を請求する場合、指示措置に要する費用の額の限度において請求できる。

- ・土壤汚染対策基金による助成制度（法第45条）

要措置区域で汚染の除去等の措置を行う者（助成の条件を満たした場合に限る。）に自治体が助成を行う場合、その自治体に対し、基金から助成金を交付する。

2-10 基金による助成金の交付

- ◆ 基金は、政府からの補助と民間などからの出えんにより造成され、指定支援法人 公益財団法人日本環境協会において管理されている。



- ◆ 助成の対象は、次の3つの条件を全て満たしていることが必要。

1. 「要措置区域」に指定された（又は指定される予定の）土地であること
2. 「汚染原因者が不明・不存在」であること

不明：汚染原因者が判明しない場合

不存在：汚染原因者が倒産等により存在しない場合

3. 「費用負担能力が低い」こと

<個人の場合>

・ (助成金を受けようとする年の前年の所得の額) < 2千万円

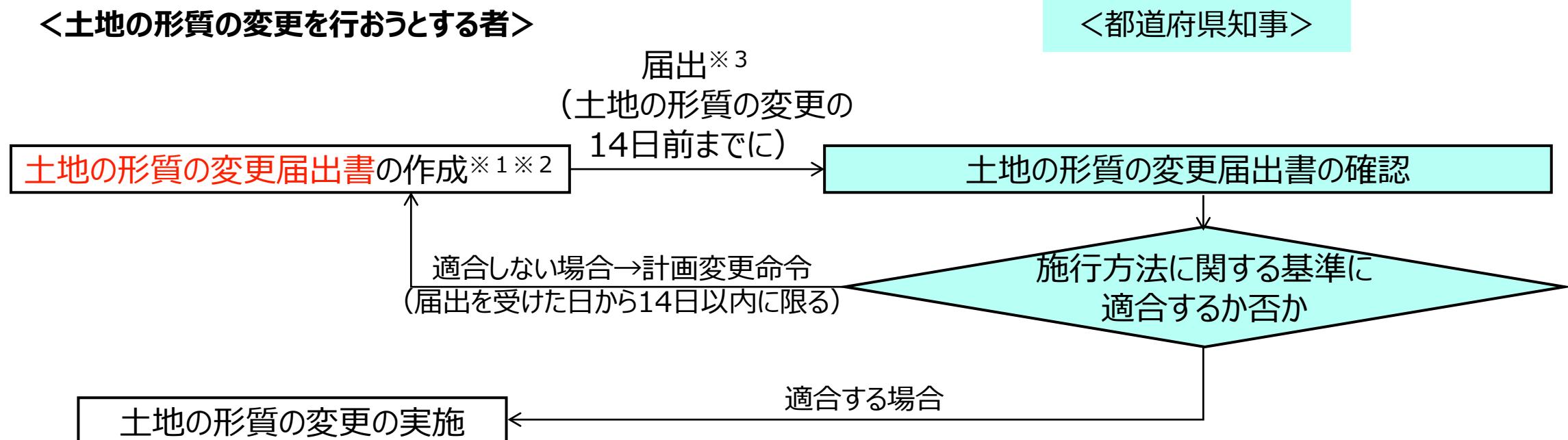
・ (助成金を受けようとする年の前年の所得の額) < (対策費用) × 2 ÷ 3 + (2千万円)

・ (助成金を受けようとする年の前年の所得の額) < (対策費用) × 2

<事業を行う個人及び法人の場合>

・ (助成金を受けようとする事業年度の前事業年度の自己資本、正味財産または元入金の額) < (3億円)

形質変更時要届出区域において土地の形質の変更を行う場合の手続



※ 1 汚染の拡散を引き起こさないボーリング調査は、要措置区域における土地の形質の変更の禁止の例外及び形質変更時要届出区域における土地の形質の変更の届出の対象外。

※ 2 区域指定の解除を目指す場合には、汚染除去等計画に準じた計画を作成し、土地の形質の変更の届出時に都道府県知事の確認を受けるとともに、工事完了時と措置完了時それぞれの時点で、措置を講じた旨を都道府県知事に報告することが望ましい。

※ 3 平成31年度より創設された臨海部特例区域においては、土地の形質の変更について事前届出は不要であり、事後届出（1年ごと）を行う。

法第14条申請のメリット

- ① 自主的なスケジュール管理
- ② 現場での措置の円滑化
- ③ 調査・措置の正当性の証明、信頼性の確保

など

※法第14条申請については「土壤汚染対策法の自主申請活用の手引き」を作成
(令和2年4月改訂)

手引きでは、申請を行う場合の留意点や申請活用ケースについても記載

<https://www.env.go.jp/water/dojo/gi-man.html>

2-13 搬出・運搬・処理の規制制度



- 要措置区域・形質変更時要届出区域内の土壤の区域外への搬出の規制
(事前届出、計画変更命令)
** 認定調査を行い、都道府県知事の認定を受けた土壤は適用除外*
- 汚染土壤を運搬する際の基準の遵守
- 汚染土壤の処理業の許可制度及び汚染土壤の処理に関する基準の遵守
- 汚染土壤に関する管理票の交付・保存の義務



汚染土壤の適正処理を確保

2-14 汚染土壤処理施設

要措置区域等から汚染土壤を搬出する場合は、
許可を受けた施設での処理が必要（区域間移動、飛び地間移動を除く）



浄化等処理施設（浄化）



セメント製造施設



埋立処理施設（内陸）



分別等処理施設



自然由来等土壤利用施設
(イメージ)

2-15 指定調査機関の信頼性の確保



- 指定の更新制度の導入（5年ごとにその更新を受けなければ指定は失効）
- 技術管理者の設置、技術管理者による監督義務（技術管理者は環境大臣が行う試験に合格した者）
- 指定調査機関の指定の基準（技術管理者の適正配置）
- 業務規程内容の充実及び帳簿の備付け義務等



指定調査機関の信頼性の向上

※平成23年「土壤汚染対策法に基づく指定調査機関の情報開示・業務品質管理に関するガイドライン（改訂版）」を公表。

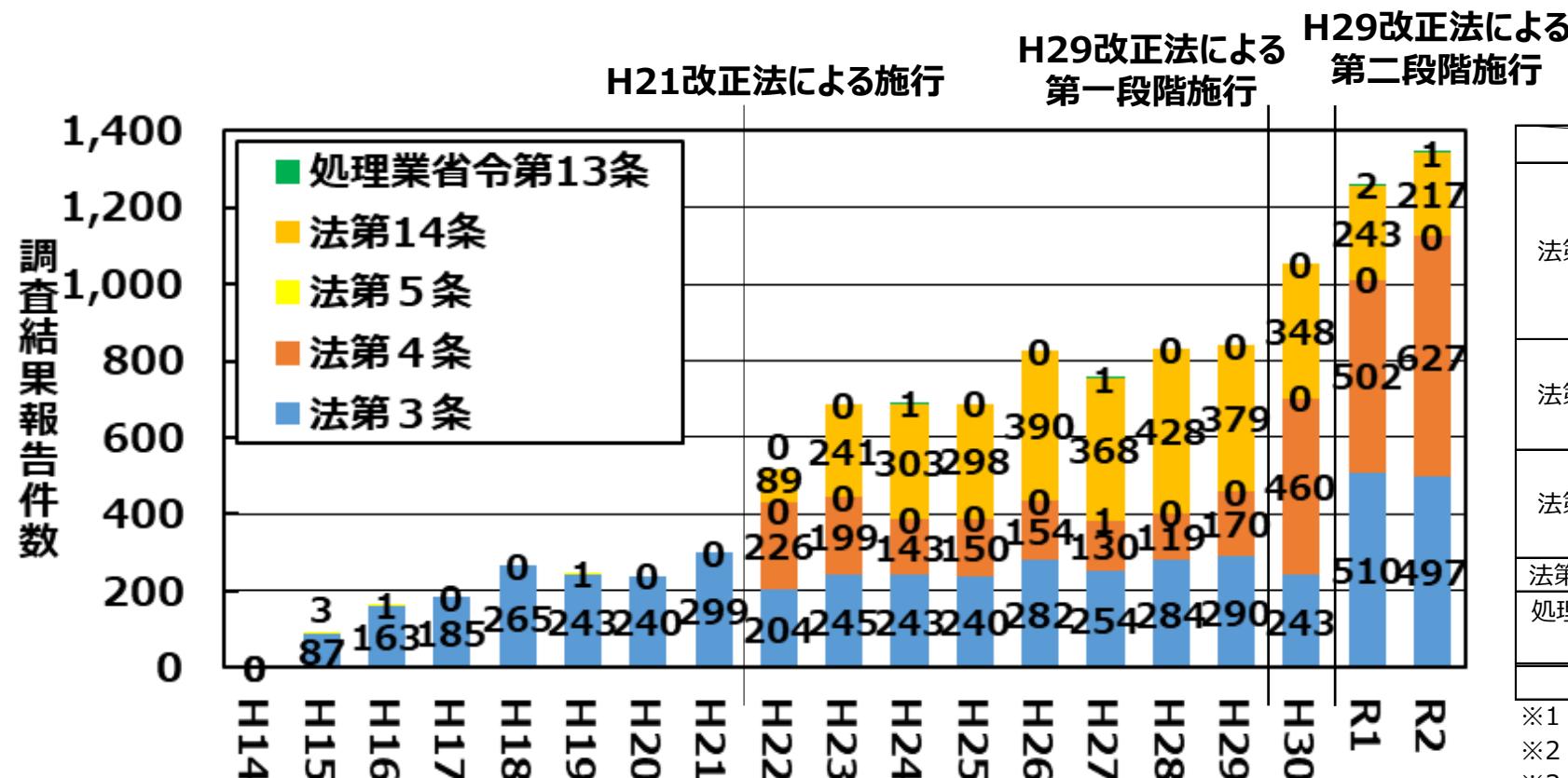
→平成31年以降は「土壤汚染対策法ガイドライン第4編：指定調査機関に関するガイドライン」

<https://www.env.go.jp/water/dojo/gl-man.html>

1. 土壌汚染対策法の概要
2. 土壌汚染対策法の施行状況
3. 土壌環境基準、土壌汚染対策法基準の見直し等
4. お知らせ

3-1 土壌汚染対策法に基づく土壤汚染の調査

- 平成21年改正（平成22年度施行）以降、**年間の調査結果報告件数が増加**
令和2年度：1,342件、累計：10,969件
(平成21年改正により、形質変更届出と自主調査申請が追加されたため)
- 平成30年度は、**法第4条の調査結果報告件数が大きく増加。**
(平成29年改正により、法第4条第2項の事前調査結果提出の規定が追加されたため)
- 有害物質使用特定施設の廃止件数のうち、**約2～3割で調査**
- 形質変更届出件数のうち、**約1%に調査命令**
- 自主調査による申請件数の全体に占める割合は**約3割**



	R2	累計※1
法第3条	有害物質使用特定施設の廃止件数	817
	一時的免除件数	608
	形質変更届出件数	230
	調査命令件数	209
法第4条	調査結果報告件数※2	497
	形質変更届出件数	15,525
	調査命令件数	52
法第5条	調査結果報告件数※3	627
	調査命令件数	0
	都道府県知事らが調査した件数	7
法第14条	申請件数（調査結果報告件数）	217
処理業省令	調査結果報告件数	1
調査結果報告件数 合計		1,342
※1 累計は旧法による調査結果報告も含む。		10,969

※2 R1より第8項に基づく調査結果報告を含む。

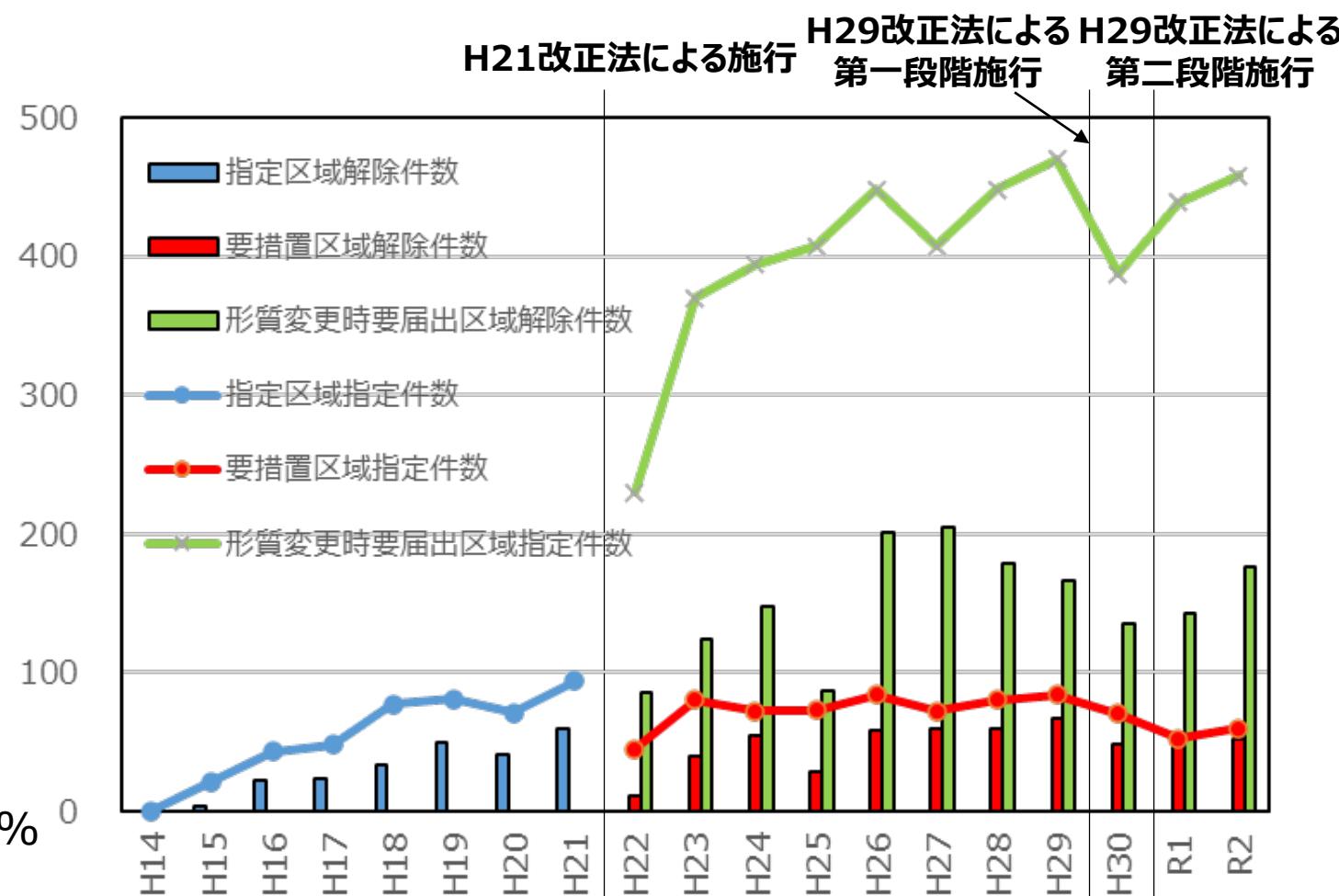
※3 H30より第2項に基づく調査結果報告を含む。

3-2 要措置区域等の指定・解除の推移

- 要措置区域等指定件数は、平成21年法改正後に増加
- 平成22年度以降、要措置区域等の指定件数累計は5,230件
要措置区域：約15%
形質変更時要届出区域：約85%
- 区域指定されたのち、汚染の除去等の措置を行い、指定が解除された区域の割合は、平成21年法改正後に減少

<H21法改正前>
指定区域 53.6%

<H21法改正後>
要措置区域 69.2%
形質変更時要届出区域 37.0%
全体 42.6%

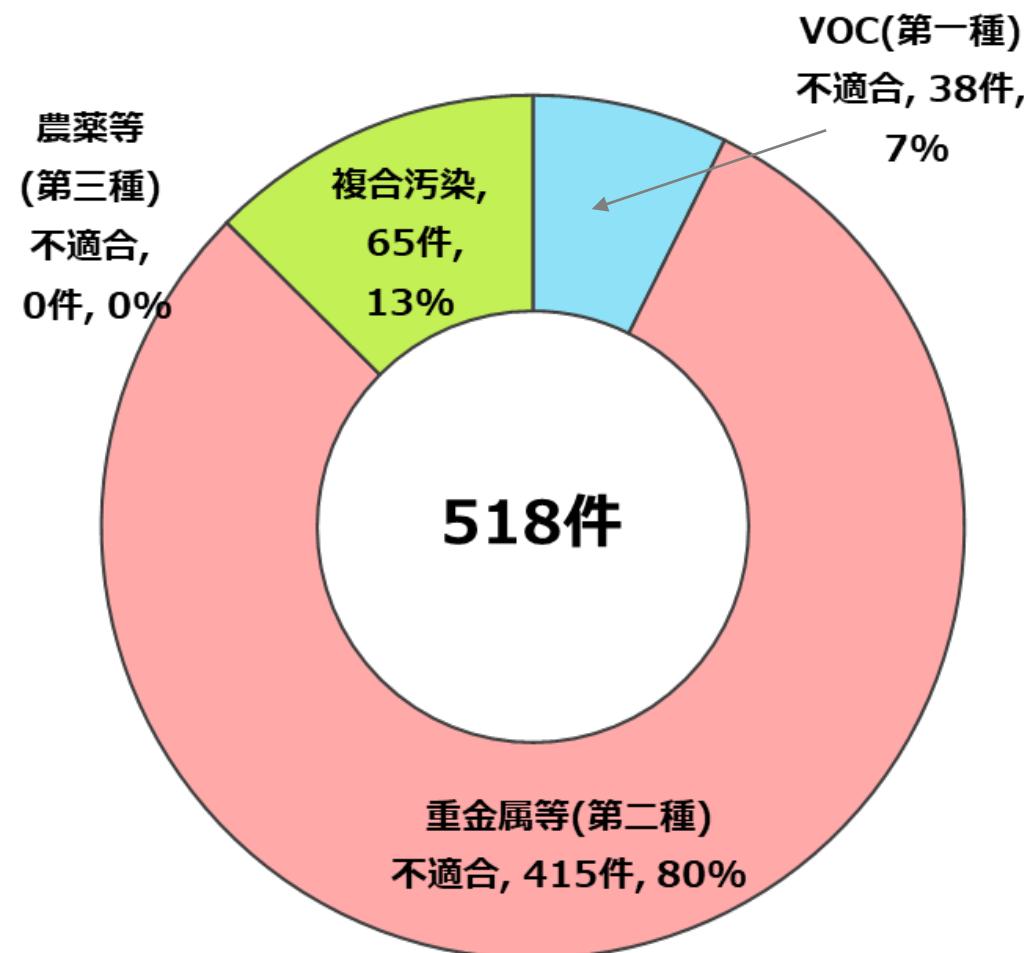


年度	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	合計	解除／指定割合
指定区域	指定	0	21	43	48	77	81	71	94											435	53.6%
	解除	0	4	22	24	34	49	41	59											233	
要措置区域	指定								45	80	72	73	84	72	80	84	70	52	60	772	69.2%
	解除								11	40	55	28	58	60	59	67	48	56	52	534	
形質変更時要届出区域	指定変更※									5	3	2	1	3	2	2	3	4	3	28	—
	指定								230	370	394	407	448	407	448	470	387	439	458	4,458	37.0%
形質変更時要届出区域	解除								86	124	147	87	201	205	178	166	135	143	176	1,648	
	指定変更※								0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	3	—
指定合計	0	21	43	48	77	81	71	94	275	450	466	480	532	479	528	554	457	491	518	5,665	42.6%
解除合計	0	4	22	24	34	49	41	59	97	164	202	115	259	265	237	233	183	199	228	2,415	

※要措置区域の指定変更は要措置区域から形質変更時要届出区域に変更した件数、形質変更時要届出区域の指定変更はその逆を示す。

3-3 区域指定に係る特定有害物質・区域における措置

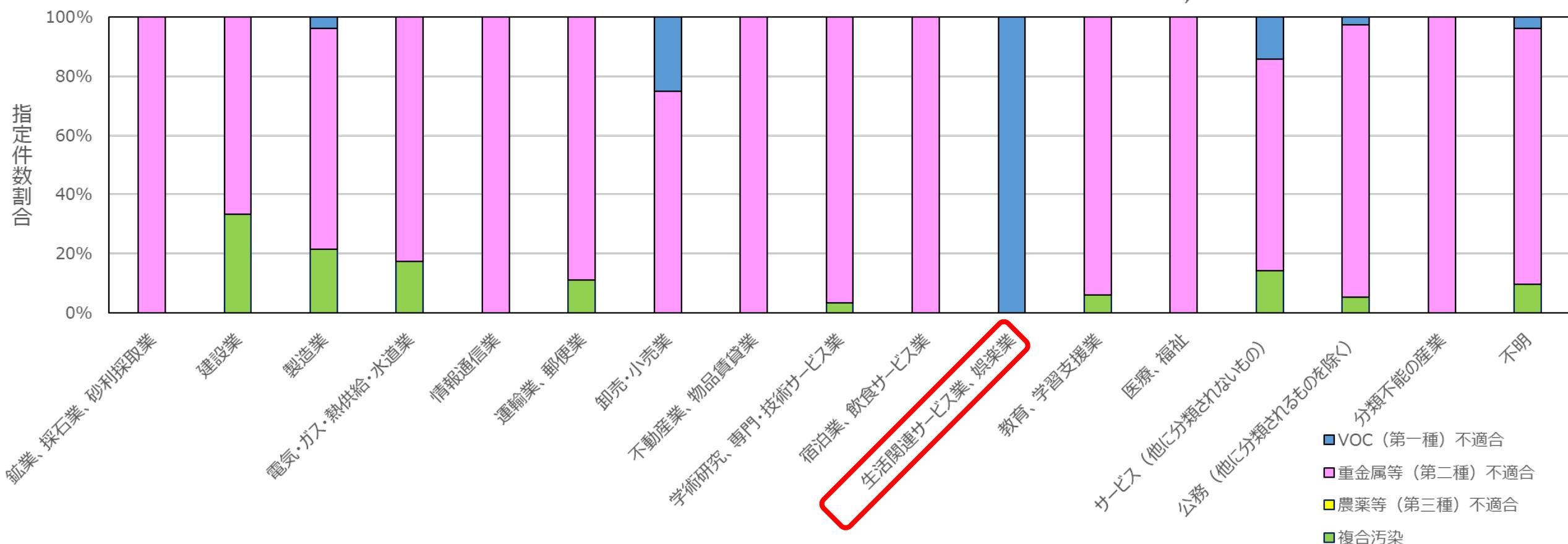
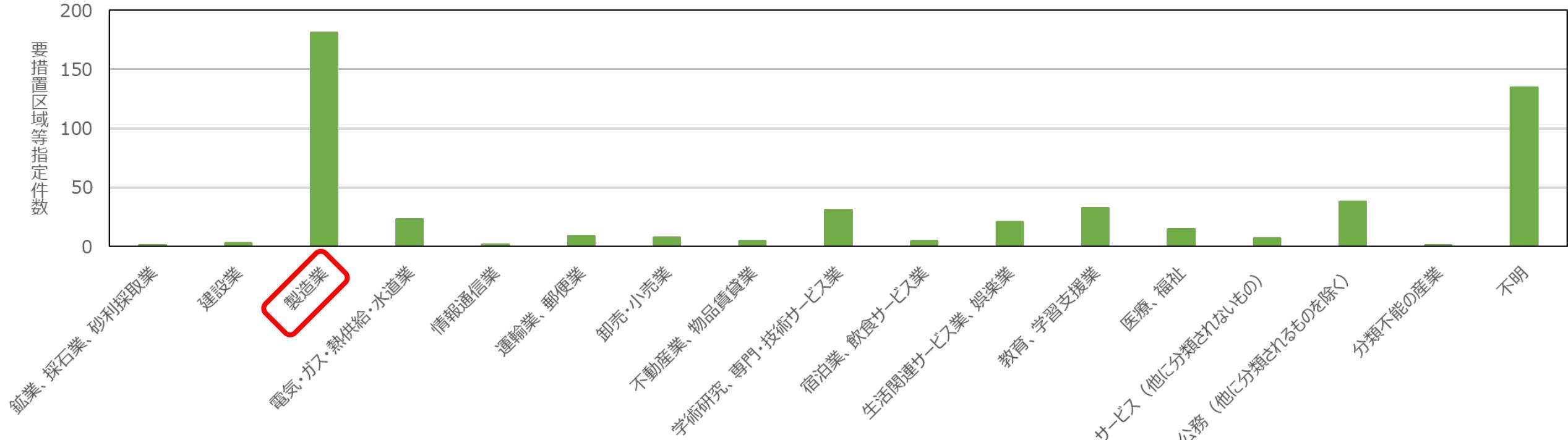
- 令和2年度の区域指定は
重金属等による汚染が80%と最多
- 複合汚染は13%



要措置区域等における措置において、掘削除去が占める割合は依然高い。
(形質変更時要届出区域においては8割以上)

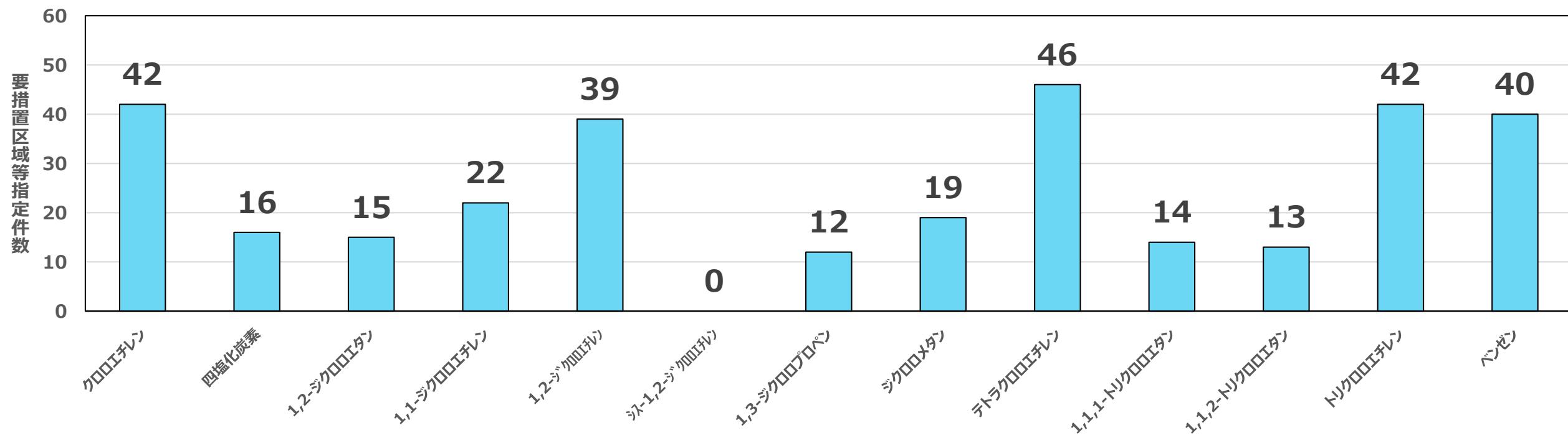
実施措置	要措置区域 措置実施件数 (H22～R2 累計)	形質変更時 要届出区域 措置実施件数 (H22～R2 累計)	合計 (H22～R2 累計)
により直 る接 り取 スク	舗装	20	191
	立入禁止	22	71
	土壤 入換え	5	46
	区域外土壤入換え	3	16
	区域内土壤入換え	4	79
地下によ るリス ク	盛土	236	275
	地下水の水質の測定	12	10
	原位置封じ込め	5	9
	遮水工封じ込め	25	21
	地下水汚染の拡大の防止	1	2
	遮断工封じ込め	原位置不溶化	10
	不溶化	不溶化埋戻し	7
土壤汚染の 除去	掘削除去 (全体に占める割合)	750 (76.7%)	3,143 (82.2%)
	原位置浄化	148	115
その他		11	200
回答事例数		978	3,823
			4,801

3-4 業種区別の要措置区域等指定件数（令和2年度）

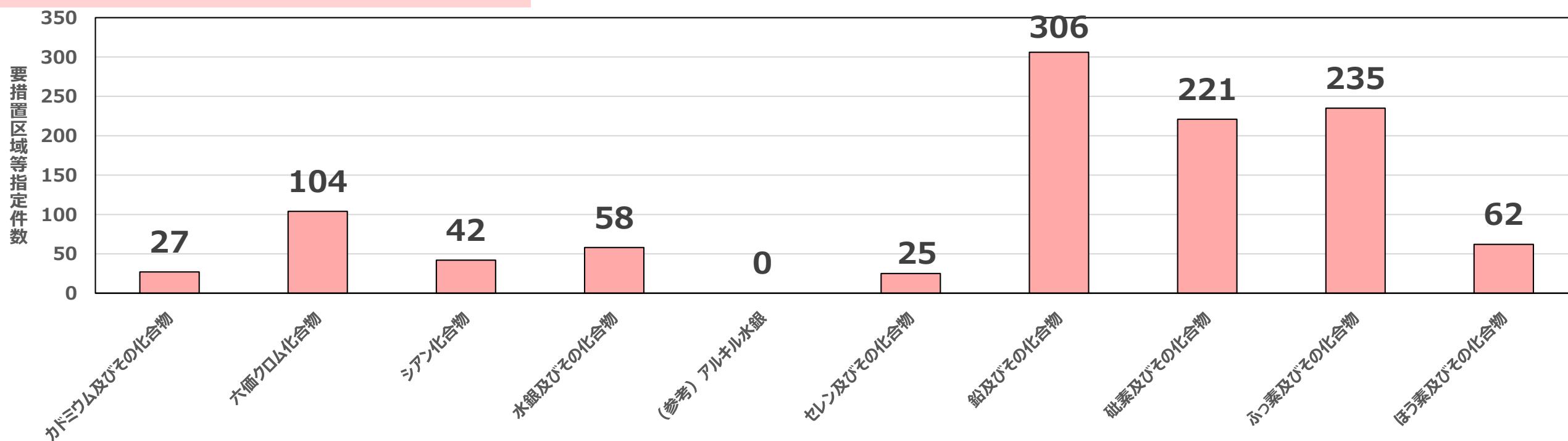


3-5 基準不適合物質別の要措置区域等指定件数（令和2年度）

VOC (第一種特定有害物質)

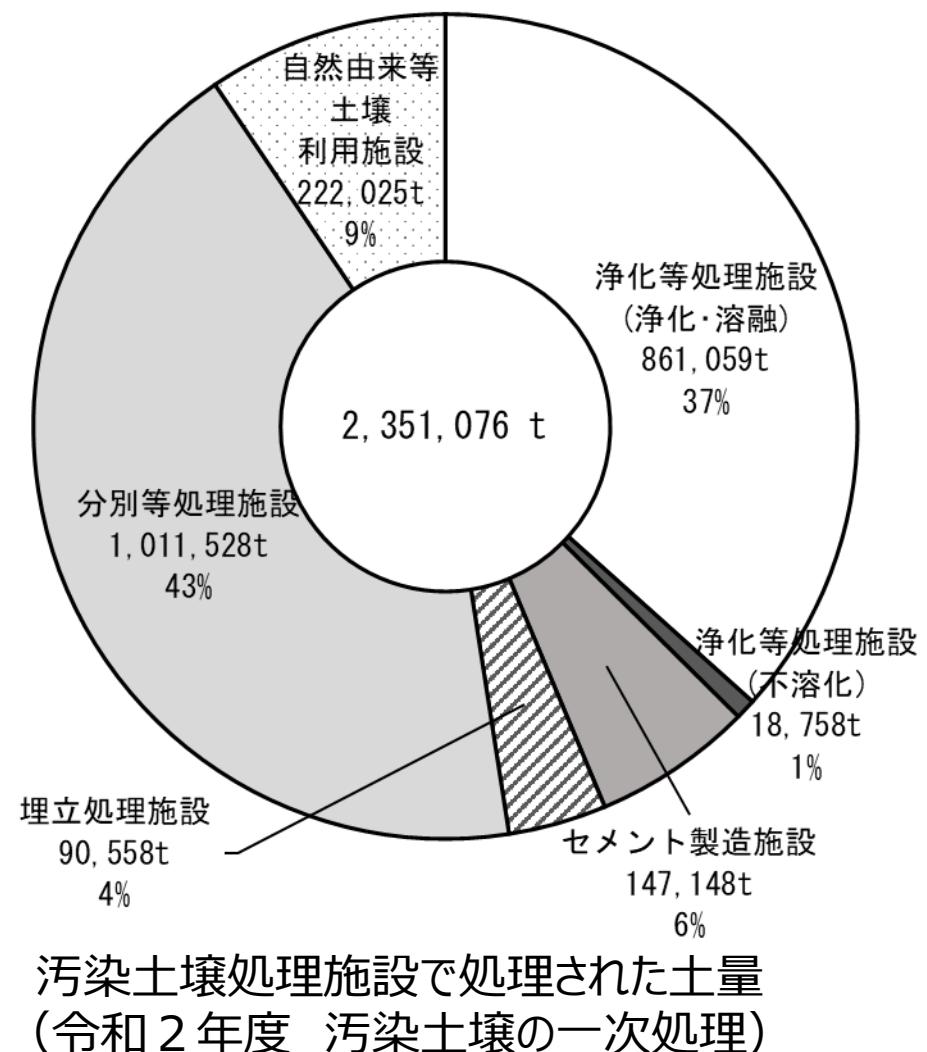


重金属等 (第二種特定有害物質)



3-6 搬出した汚染土壤の処理

- 要措置区域等から搬出した汚染土壤を処理する場合は、**許可を受けた施設での処理が必要**
(令和4年8月末時点で120事業場)
- 令和2年度には、**汚染土壤235万tが処理施設において処理された**
(法対象外の土壤の一次処理量は309万t
汚染土壤と合わせると約544万t)



浄化等処理施設 (60施設)



セメント製造施設 (21施設)



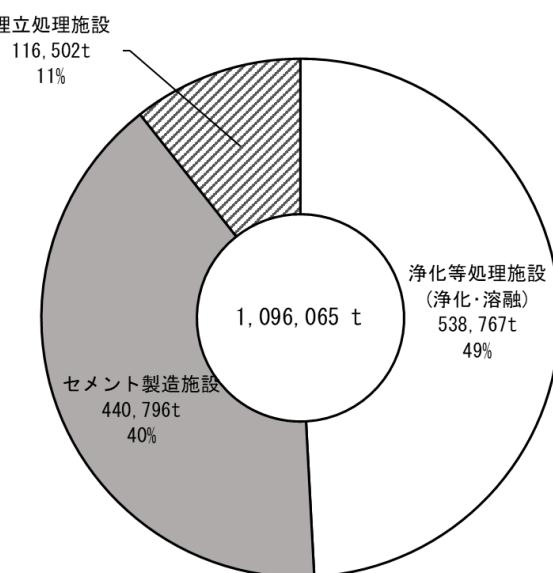
埋立処理施設 (41施設)



分別等処理施設 (48施設)

注

- 上記のほか、自然由来等土壤利用施設が2施設。
- 1つの事業場が複数の処理施設を保有しているため、それぞれの施設の合計と合致しない。



汚染土壤処理施設で処理された土量
(令和2年度 汚染土壤の再処理)

※ 一次処理を行った汚染土壤のうち、土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合しない汚染状態にあるものは、許可申請書に記載した別の汚染土壤処理で再処理を行わなければならない。

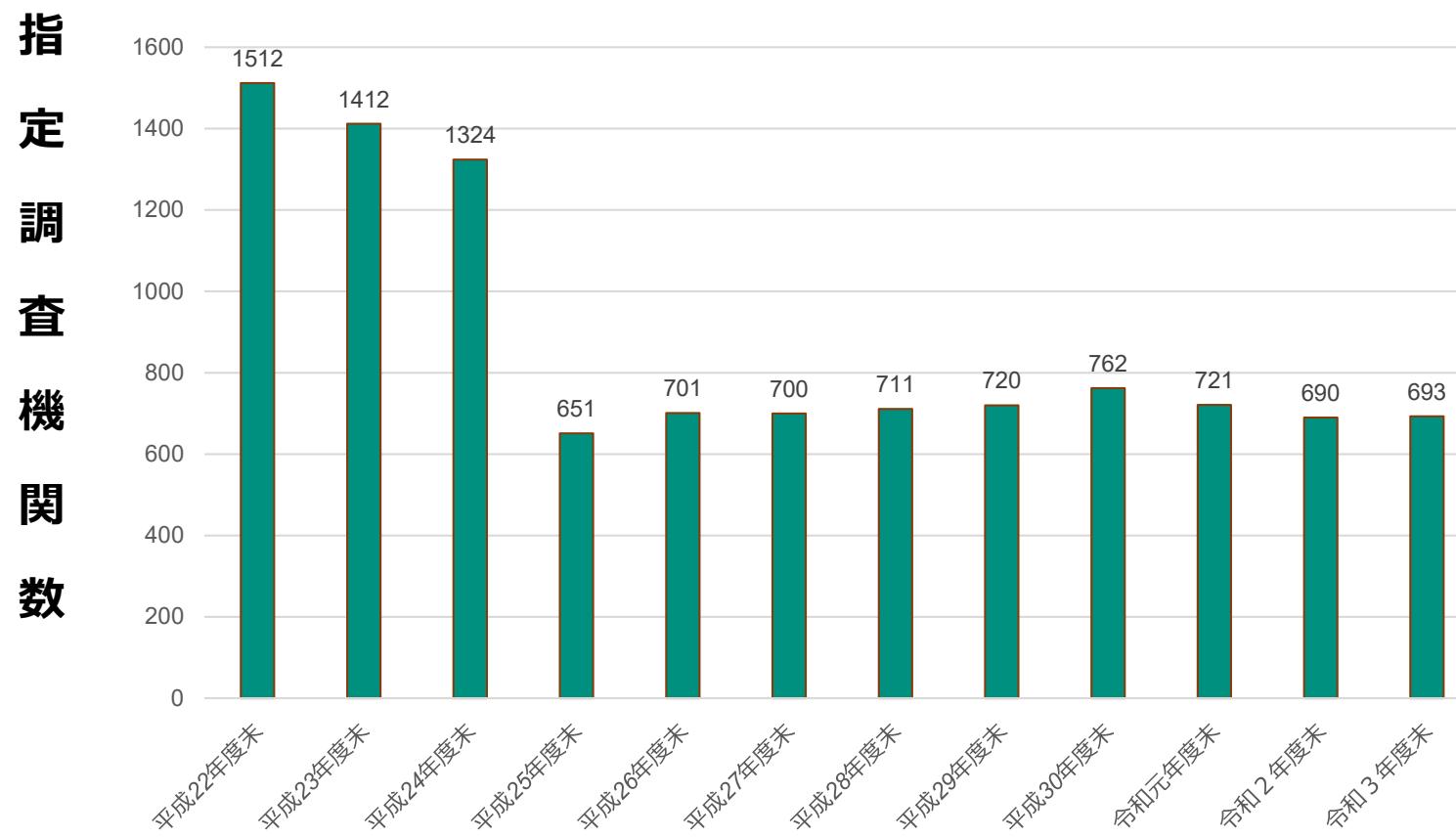
3-7 指定調査機関及び技術管理者の推移

土壤汚染状況調査等を行う者として、一定の技術的能力を有する者を環境大臣又は都道府県知事が指定。

法に基づく土壤汚染状況調査等は、指定調査機関のみが行うこととしている。

【指定調査機関】

- ・ 指定の更新制度の導入（5年ごとにその更新を受けなければ指定は失効）
- ・ 技術管理者の設置、技術管理者による監督義務
(技術管理者は環境大臣が行う試験に合格した者)
- ・ 指定調査機関の指定の基準（技術管理者の適正配置）
- ・ 業務規程内容の充実及び帳簿の備付け義務



H21 改正法施行以降の指定調査機関数の推移

技術管理者試験状況

実施年度	合格者数	合格率
平成22年度	1,055	19.0%
平成23年度	381	10.8%
平成24年度	311	10.2%
平成25年度	324	15.9%
平成26年度	105	7.8%
平成27年度	181	13.7%
平成28年度	125	10.5%
平成29年度	205	19.2%
平成30年度	110	10.6%
令和元年度	56	6.4%
令和2年度	64	8.0%
令和3年度	51	6.4%
合計	2,968	

1. 土壌汚染対策法の概要
2. 土壌汚染対策法の施行状況
3. 土壌環境基準、土壤汚染対策法基準の見直し等
4. お知らせ

4-1 土壌環境基準及び土壤汚染対策法における基準の見直し

- 「土壤の汚染に係る環境基準及び土壤汚染対策法に基づく特定有害物質の見直し等について」(諮問第362号)を受け、以下の表に示す物質について、土壤環境基準並びに土壤汚染対策法に定める特定有害物質及び土壤溶出量基準等の見直しに係る検討が順次行われてきた。
- H26に**1,1-ジクロロエチレン**の土壤環境基準・土壤溶出量基準等の見直しを行った。
- H28に、**クロロエチレン**の土壤環境基準・土壤溶出量基準等の追加、**1,4-ジオキサン***の土壤環境基準の追加を行った。
(H29.4.1施行)
- H30に**1,2-ジクロロエチレン**の土壤環境基準・土壤溶出量基準等の見直しを行った。
(H31.4.1施行)
- R2に**カドミウム及びその化合物、トリクロロエチレン**の土壤環境基準・土壤溶出量基準等の見直しを行った。
(R3.4.1施行)

	水道水質基準	水質環境基準	地下水環境基準	土壤環境基準	土壤汚染対策法		
					土壤溶出量基準	第二溶出量基準	土壤含有量基準
1,1-ジクロロエチレン	0.02→0.1 (H21.4)	0.02→0.1 (H21.11)	0.02→0.1 (H21.11)	0.02→0.1 (H26.3)	0.02→0.1 (H26.8)	1 (H26.8)	—
1,4-ジオキサン	0.05 (H16.4)	0.05 (H21.11)	0.05 (H21.11)	0.05 (H29.4)	—*	—*	—
クロロエチレン	—	—	0.002 (H21.11)	0.002 (H29.4)	0.002 (H29.4)	0.02 (H29.4)	—
1,2-ジクロロエチレン (シス体とトランス体の合計)	0.04(シス体のみ) →0.04 (H21.4)	0.04(シス体のみ) (H5)	0.04(シス体のみ) →0.04 (H21.11)	0.04(シス体のみ) →0.04 (H31.4)	0.04(シス体のみ) →0.04 (H31.4)	0.4(シス体のみ) →0.4 (H31.4)	—
カドミウム及びその化合物	0.01→0.003 (H22.4)	0.01→0.003 (H23.10)	0.01→0.003 (H23.10)	0.01→0.003 (R3.4)	0.01→0.003 (R3.4)	0.3→0.09 (R3.4)	150→45 (R3.4)
トリクロロエチレン	0.03→0.01 (H23.4)	0.03→0.01 (H26.11)	0.03→0.01 (H26.11)	0.03→0.01 (R3.4)	0.03→0.01 (R3.4)	0.3→0.1 (R3.4)	—

* 基準が改定されたものについては、改定前と改定後の変化（→）とその施行の時期について記載

** 単位：土壤含有量基準は「mg/kg以下」、それ以外は「mg/L以下」

※ 土壌ガス調査による検出が困難であるため、当面は土壤汚染対策法の特定有害物質には指定せず、調査方法について検討中

基本的な考え方

- 今回の基準の見直しでは、基準が見直されたことをのみを理由に再調査や措置のやり直しを行う必要はない。
- 施行日（令和3年4月1日）以降に調査契機が生じた場合は、見直し後の基準で評価を行う。
- 施行日より前に調査契機が生じた場合は、見直し前の基準で評価を行う。

契機発生日が令和3年3月31日まで

見直し前の基準適用

契機発生日が令和3年4月1日以降

見直し後の基準適用

例) ・令和3年3月30日に調査契機が発生した場合
→施行日後も調査、措置等が継続されるものの、
見直し前の基準で評価を行う。
・令和3年4月2日に調査契機が発生した場合
→調査、措置等については、見直し後の基準で評価を行う。

具体的には・注意点

- 調査等の契機の発生日（35ページ「施行日前か後かを判断するための基準とする日」参照）が施行日以降の場合は、見直し後の基準が適用される。
- 見直し前の基準に適合した土地であっても、基準見直し後に調査等の契機が生じた場合は、見直し後の基準に不適合となる場合がある。

カドミウム及びその化合物

過去の調査後汚染状態が変化しておらず、過去の調査結果が見直し前の基準に適合するものの見直し後の基準に適合しない場合、基準不適合となる（原則、過去の調査地点における土壤の再採取は不可）。

トリクロロエチレン

分解により汚染状態が変化する可能性があることから、過去の調査結果が見直し前の基準に適合するものの見直し後の基準に適合しない場合、新たな調査契機において必要な試料採取等を行い、汚染の状況を評価できることとする。

4-3 カドミウム・トリクロロエチレンの基準見直しに伴う経過措置②



施行日前（令和3年3月31日以前）に調査等の契機が生じた場合は、**見直し前の基準**で評価を行う。

施行日後（令和3年4月1日以降）に調査等の契機が生じた場合は、**見直し後の基準**で評価を行う。

契機の種類	施行日前か後かを判断するための基準とする日	根拠条項	施行日前 (令和3年3月31日以前)	施行日後 (令和3年4月1日以降)
調査	有害物質使用特定施設の廃止日（ただし書確認を受けた土地にあっては、当該確認が取り消された日）	法第3条第1項・第6項	見直し前の基準	見直し後の基準
	調査命令の発出日	法第3条第8項 法第4条第3項 法第5条第1項		
	【土地の形質の変更の届出と併せて調査結果を提出する場合】 土地の形質の変更の届出書の届出日	法第4条第1項・第2項		
	指定の申請書の提出日	法第14条第1項		
区域指定	調査契機が施行日前に発生した場合は見直し前の基準、施行日後に発生した場合は見直し後の基準に基づき、区域指定を行う。	法第6条 法第11条	—	—
汚染除去等計画の作成・措置の実施	調査契機が施行日前に発生した場合は見直し前の基準、施行日後に発生した場合は見直し後の基準に基づき、汚染除去等計画の作成・措置を実施する。	法第7条	—	—
汚染土壤の搬出・処理	汚染土壤の搬出日	法第16条第1項	見直し前の基準	見直し後の基準
認定調査	搬出しようとする土壤の基準適合認定申請書の提出日	法第16条第1項		
浄化確認調査	浄化確認調査実施日（調査結果が確定した日）	処理業省令第5条第22号		

一定規模以上の土地の形質の変更を行う際の事前届出（形質変更届）における同意書添付について、共有地等の**土地の所有者が非常に多数となる場合などに事業者や自治体の大きな負担**となることが明らかとなってきたことから、同意書添付に関する見直しを行った。

改正の概要

一定規模以上の土地の形質の変更に関する届出における添付書類の変更

- ・土地の形質の変更をしようとする者が当該土地の所有者等でない場合において、同意書の添付を必須とせず、「**登記事項証明書その他の当該土地の所有者等の所在が明らかとなる書面**」を添付することとする。
- ・従前の同意書についても、土地の所有者等の所在が明らかとなる内容が記載されているのであれば、「**当該土地の所有者等の所在が明らかとなる書面**」に該当することとして扱う運用を想定している。

※添付書類を「**登記事項証明書その他の当該土地の所有者等の所在が明らかとなる書面**」とするのは、法第4条第3項の規定に基づく調査を必要とする場合に、あらかじめ土地の所有者等の所在を明らかとすることによって、都道府県等の円滑な調査命令発出を担保する必要があることによるものである。

(施行日) 令和4年7月1日

土地の所有者等の所在が明らかとなる書面（一例）

(土地の所有者)

- ・登記事項証明書
- ・土地の売買契約書
- ・土地の形質の変更の工事における請負契約書
- ・土地の形質の変更の工事における同意書

(土地の管理者又は占有者)

- ・公共施設の占有許可証
- （**登記事項証明書における土地の所有者が最新ではない場合**）
- ・実際の土地の所有者による当該土地の固定資産税の支払いを証明する書類
- ・相続人であることを証する書類：戸籍謄本及び住民票の写し等

3-3 汚染土壤処理業に関する省令の一部を改正する省令(令和4年3月24日公布)の概要



汚染土壤処理業の変更の許可等に関する規定について、**処理の根幹に係らない設備の変更であって、その変更に伴って生活環境に対する影響が増大しない変更**も少なからず存在し、事業者や自治体の事務負担も少なくないことが明らかとなってきたことから、**軽微な変更として届出を認める範囲の見直し**を行った。

改正の概要

汚染土壤処理施設に関する軽微な変更の規定の変更

軽微な変更を、以下のいずれにも該当しない変更とする。

- ・汚染土壤処理施設の種類の変更
- ・汚染土壤処理施設の構造の変更であって、次に掲げるいずれかに該当するもの
- ・処理の根幹となる設備の変更（例：浄化等処理施設のうち、浄化を行うための施設にあっては浄化設備）
- ・悪臭の発散又は騒音若しくは振動の発生、排出水基準、排除基準又は排出口から大気に排出される大気有害物質の量に係る変更（当該変更によって周辺地域の生活環境に対する影響が増大しないものを除く）
- ・汚染土壤処理施設の処理能力の増大
- ・汚染土壤処理施設において処理する汚染土壤の特定有害物質による汚染状態の変更

具体例

- ・保管設備に新たに屋根を設置
- ・汚染土壤の移送用ベルトコンベアにフードを設置
- ・排ガス処理設備を電気集じん機からバグフィルタに変更
(生活環境に対する影響が増大しないもの)

(施行日) 令和4年7月1日

変更内容	改正前	改正後
汚染土壤処理施設の種類	許可	許可
汚染土壤処理施設の構造	許可	一部届出
汚染土壤処理施設の処理能力	10%未満の減少の場合：届出	減少の場合：届出
汚染土壤の特定有害物質による汚染状態	許可	許可

1. 土壌汚染対策の歴史
2. 土壌汚染対策法の概要
3. 土壌汚染対策法の施行状況
4. 土壌環境基準、土壌汚染対策法基準の見直し等
5. お知らせ

法令関係

・行政手続における押印の見直し

令和2年12月から届出等の押印が廃止されました。

→「押印を求める手続の見直し等のための環境省関係省令の一部を改正する省令」

<https://www.env.go.jp/other/kisei-kaikaku/index.html>

・光ディスクによる届出等の規定の新設

令和3年4月に省令が改正され、光ディスクを用いた届出等が可能になりました。

ガイドライン関係

・指定調査機関に関するガイドラインの改訂

令和3年3月に押印を求める手続の見直し等により、申請書等は押印を不要とする改訂を行いました。

・土壤汚染対策法に基づく汚染除去等計画作成の手引きの公開

平成31年4月1日に施行された改正土壤汚染対策法において、要措置区域に指定された土地の所有者等に対して新たに提出が義務づけられた「汚染除去等計画」を作成する際に参考となる手引きを令和3年8月に公開しました。

・汚染土壤の処理業に関するガイドラインの改訂

令和4年7月に汚染土壤処理業に関する省令が改正されたことを受けて、同月に改訂第4.2版を公開しました。

・調査及び措置に関するガイドラインの改訂

平成31年4月1日に施行された改正土壤汚染対策法から変更された制度への対応や内容の充実の観点から、全体の見直しを行い、令和4年8月に改訂第3.1版を公開しました。

①土壤環境対策全般

<https://www.env.go.jp/water/dojo.html>

②ガイドライン・マニュアル等

(「土壤汚染対策法ガイドライン」、「自主申請活用の手引き」、「区域内措置優良化ガイドブック」等)

<https://www.env.go.jp/water/dojo/gl-man.html>

③パンフレット・説明会等資料

http://www.env.go.jp/water/dojo/pamph_law-scheme.html

④法律、政令、省令、告示、通知

<https://www.env.go.jp/water/dojo/law/kaisei2009.html>

※カドミウム・トリクロロエチレンの基準見直しに関する通知については、上記④に掲載

参考情報（告示①）



	文書名・発出日・文書番号	概要
1	土壤ガス調査に係る採取及び測定の方法を定める件 (平成15年3月6日環境省告示第16号 最終改正 令和2年3月30日環境省告示第35号)	施行規則第6条第2項第1号に規定する土壤中の 気体又は地下水の採取の方法及び同項第2号に規定 する気体に含まれる試料採取等対象物質の量の測定 の方法
2	地下水に含まれる試料採取等対象物質の量の測定方法を定め る件 (平成15年3月6日環境省告示第17号 最終改正 令和2年4月2日環境省告示第45号 (令和3 年4月1日施行))	施行規則第6条第2項第2号の環境大臣が定める 地下水に含まれる試料採取等対象物質の量の測定方 法
3	土壤溶出量調査に係る測定方法を定める件 (平成15年3月6日環境省告示第18号 最終改正 令和2年4月2日環境省告示第46号 (令和3 年4月1日施行))	施行規則第6条第3項第4号の環境大臣が定める 土壤溶出量調査に係る測定方法
4	土壤含有量調査に係る測定方法を定める件 (平成15年3月6日環境省告示第19号 最終改正 令和2年3月30日環境省告示第35号)	施行規則第6条第4項第2号の環境大臣が定める 土壤含有量調査に係る測定方法
5	負担能力に関する基準を定める件 (平成16年1月30日環境省告示第4号 最終改正 平成31年1月30日環境省告示第9号)	施行令第8条第1項の環境大臣が定める負担能力に 関する基準
6	汚水が地下に浸透することを防止するための措置を定める件 (平成22年3月29日環境省告示第24号 改正 平成31年1月30日環境省告示第15号)	汚染土壤処理業に関する省令第4条第1号ルの環境 大臣が定める汚水が地下に浸透することを防止するため の措置
7	大気有害物質の量の測定方法を定める件 (平成22年3月29日環境省告示第25号 改正 平成31年1月30日環境省告示第16号)	汚染土壤処理業に関する省令第4条第1号ヲの環境 大臣が定める大気有害物質の量の測定方法

	文書名・発出日・文書番号	概要
8	土壤汚染対策法施行規則第五十八条第五項第十二号に該当する区域内の帶水層に接する土地の形質の変更の施行方法の基準を定める件 (平成23年7月8日環境省告示第54号) 改正 平成31年1月30日環境省告示第14号)	施行規則第53条第1号口の環境大臣が定める同令第58条第5項第12号に該当する区域内の帶水層に接する土地の形質の変更の施行方法の基準
9	土壤溶出量基準に適合しない汚染状態にある土壤が要措置区域内の帶水層に接する場合における土地の形質の変更の施行方法の基準を定める件 (平成31年1月29日環境省告示第5号) ※要措置区域内における土地の形質の変更の禁止の例外となる行為の施行方法の基準を定める件 (平成23年環境省告示第53号) は廃止	施行規則第40条第2項第1号の環境大臣が定める土壤溶出量基準に適合しない汚染状態にある土壤が要措置区域内の帶水層に接する場合における土地の形質の変更の施行方法の基準
10	要措置区域外から搬入された土壤を使用する場合における当該土壤の特定有害物質による汚染状態の調査方法を定める件 (平成31年1月29日環境省告示第6号)	施行規則第40条第2項第3号の環境大臣が定める要措置区域外から搬入された土壤を使用する場合における当該土壤の特定有害物質による汚染状態の調査方法
11	自然由来等土壤構造物利用施設に係る事業場からの自然由来等土壤に含まれる特定有害物質を含む液体の地下への浸透による新たな地下水汚染を防止するための措置を定める件 (平成31年1月29日環境省告示第7号) 改正 令和3年3月26日環境省告示第21号)	汚染土壤処理業に関する省令第4条第1号トの環境大臣が定める自然由来等土壤構造物利用施設に係る事業場からの自然由来等土壤に含まれる特定有害物質を含む液体の地下への浸透による新たな地下水汚染を防止するための措置
12	浄化等処理施設において浄化又は溶融が行われた汚染土壤の特定有害物質による汚染状態の調査方法を定める件 (平成31年1月29日環境省告示第8号)	汚染土壤処理業に関する省令第5条第22号イの環境大臣が定める浄化等処理施設において浄化又は溶融が行われた汚染土壤の特定有害物質による汚染状態の調査方法

参考情報（通知①）

	文書名・発出日・文書番号	概要
1	土壤汚染対策法第3条第8項の土壤汚染状況調査及びその結果の報告の命令に係る聴聞又は弁明の機会の付与について (令和2年11月25日付け環水大土発第2011251号)	法第3条第8項の命令の発出に係る行政手続法第13条第1項の聴聞又は弁明の機会の付与の取扱い
2	土壤の汚染に係る環境基準の見直し及び土壤汚染対策法の特定有害物質の基準の見直しに伴う土壤汚染対策法の運用等について（令和2年9月29日付け環水大土発第2009292号）	・カドミウム及びトリクロロエチレンに係る土壤環境基準の見直し ・カドミウム等に係る法の特定有害物質の基準の見直し等に伴う法の制度運用等
3	土壤汚染対策法における汚染の除去等の措置の完了条件及び要措置区域等内の土地の土壤を土壤汚染対策法の対象から外すための認定について (令和元年12月5日付け環水大土発第1912051号)	・平成31年4月1日（以下、施行日）より前に改正法による改正前の法第7条第1項の規定による指示を受けた者が地下水の水質の測定の措置を講じている場合の措置の完了条件 ・施行日より前に区域指定された要措置区域等に施行日以降に搬入された土壤の認定
4	土壤汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壤汚染対策法の施行について (平成31年3月1日付け環水大土発第1903015号 改正 令和4年3月24日付け環水大土発第2202212号)	平成29年改正法の全面施行に伴う施行通知 ※令和4年3月24日付けで、土壤汚染対策法施行規則の一部を改正する省令、汚染土壤処理業に関する省令の一部を改正する省令(令和4年3月24日公布)に関する部分を改正
5	土壤の汚染に係る環境基準の見直し及び土壤汚染対策法の特定有害物質の見直し等に伴う土壤汚染対策法の運用について (平成31年3月1日付け環水大土発第1903016号)	・1,2-ジクロロエチレンに係る土壤環境基準の設定 ・1,2-ジクロロエチレンに係る法の特定有害物質の見直し等に伴う法の制度運用等
6	汚染土壤の運搬に関する基準等について (平成31年3月1日付け環水大土発第1903017号)	・汚染土壤の運搬に関する基準 ・運搬に関する基準に違反した場合の措置命令
7	汚染土壤処理業の許可及び汚染土壤の処理に関する基準について (平成31年3月1日付け環水大土発第1903018号 改正 令和4年3月24日付け環水大土発第2203241号)	・汚染土壤処理業の許可 ・汚染土壤の処理に関する基準 ・汚染土壤処理業の譲渡及び譲受、合併及び分割並びに相続の承認 ※令和4年3月24日付けで、汚染土壤処理施設の運転、維持及び管理に関する実務経験の部分を改正

参考情報（通知②）



	文書名・発出日・文書番号	概要
8	自然由来による土壤汚染に係る法第4条第3項の調査命令発動要件について (平成31年3月1日付け環水大土発第1903019号)	・自然由来による土壤汚染に係る法第4条第3項の調査命令発出に係る施行規則第26条第5号の該当性判断
9	土壤汚染状況調査における地歴調査について (平成24年8月17日付け環水大土発第120817003号 改正 令和4年8月31日付け環水大水発第2208311号)	法第3条、第4条、及び第5条の地歴調査チェックリスト ※令和4年8月31日付で、全体的に再構成
10	土壤の汚染に係る環境基準の追加及び地下水の水質汚濁に係る環境基準における項目名の変更並びに土壤汚染対策法の特定有害物質の追加等に伴う土壤汚染対策法の運用について (平成28年4月15日付け環水大土発第1604151号)	・クロエチレン及び1,4-ジオキサンに係る土壤環境基準の設定並びに塩化ビニルモノマーに係る地下水環境基準の項目名の変更 ・クロロエチレンの特定有害物質への追加等に伴う法の運用
11	1,1-ジクロロエチレンに係る土壤汚染対策法施行規則第31条第1項の基準等の改正に伴う土壤汚染対策法の運用について (平成26年8月1日付け環水大土発第1408011号)	1,1-ジクロロエチレンに関する汚染状態に係る基準等の見直しに伴う法の運用
12	土壤汚染対策法第3条第2項に基づく通知等の運用について (平成24年3月12日付け環水大土発第120312002号)	法第3条第2項に基づく通知及び法第7条第1項に基づく指示の行政处分性
13	土壤汚染状況調査等の公正な実施に支障を及ぼすおそれのない体制の整備について (平成22年11月16日付け環水大土発第101116002号)	土壤汚染状況調査等の公正な実施に当たり、指定調査機関において留意すべき事項
14	土壤汚染対策法第3条第1項の土壤汚染状況調査について (平成15年5月14日付け環水土発第030514001号)	・法第3条第1項に規定する有害物質使用特定施設の考え方 ・有害物質使用特定施設が商業施設の1テナントにより設置されている場合等の調査の方法 ・同一の工場・事業場の敷地として利用されることを理由とする法第3条第1項ただし書の確認 ・一連の工場・事業場の範囲

ご清聴ありがとうございました